

④外構等

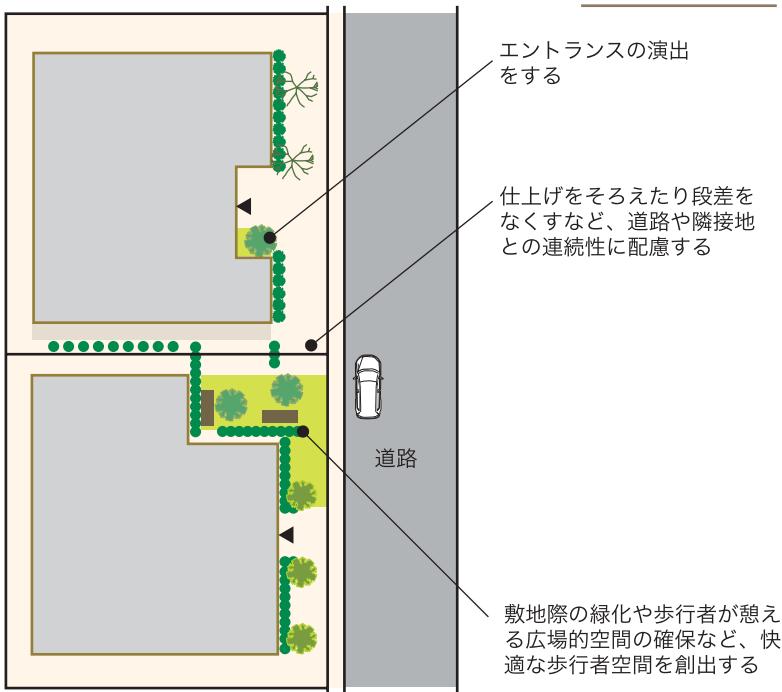
【景観形成基準】

- 既存の樹木を保全するとともに、敷地内への植栽や、屋上や壁面の緑化等により、丘陵地や街区公園、隣接地の外構の緑と連続するよう工夫する。
- 外構計画は、隣接する敷地や道路等周辺のまち並みと調和するよう色調や素材、設えを工夫する。
- 緑化にあたっては、丘陵地の植生に適した樹種を選択するとともに、植物の良好な成育が可能となるよう、植栽地盤を工夫する。
- 湧水や水辺を保全し、自然との触れ合いの場等として活かす。
- 大規模建築物及び特定大規模建築物のエントランスは、植栽の配置等により、丘陵地の緑や街路樹と調和した表情となるよう工夫する。
- 敷地内には、積極的に丘陵地へ向けた開放感のあるオープンスペースを確保し、隣接するオープンスペースと連続性をもたせる。

基準の解説／配慮・工夫例

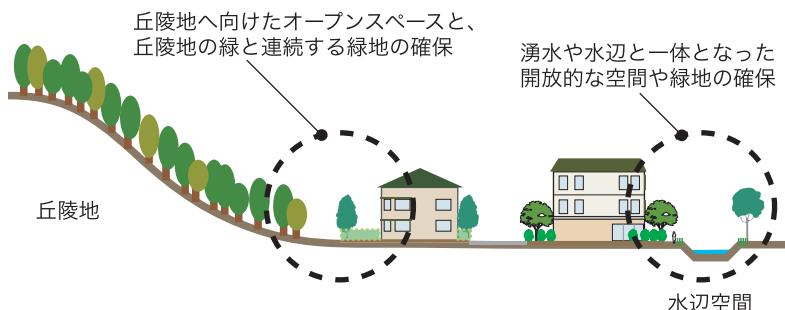
■隣接する敷地や道路等周辺のまち並みとの調和を図る

【工夫した例】



■周辺の自然環境との連続性、一体感の創出を図る

【工夫した例】



(2)擁壁

①形態・意匠

【景観形成基準】

- 壁面は自然素材の活用や自然石風の化粧型枠による仕上げ、壁面緑化、植栽等、形態・意匠を工夫する。
- 開発行為や物件の堆積等における造成等において 5m 以上（重点地区は 2m 以上）の擁壁を設ける場合は、当該基準に適合させる。

基準の解説／配慮・工夫例

■圧迫感の軽減し、自然との調和に配慮する

【工夫した例】



擁壁を自然石風に仕上げ、段状にして植栽を配置することで、自然の傾斜地との調和を図っている例（八王子市）



擁壁の前に植栽帯を設け、ツタ類等で緑化して圧迫感の軽減をしている例（横須賀市）

(3)開発行為

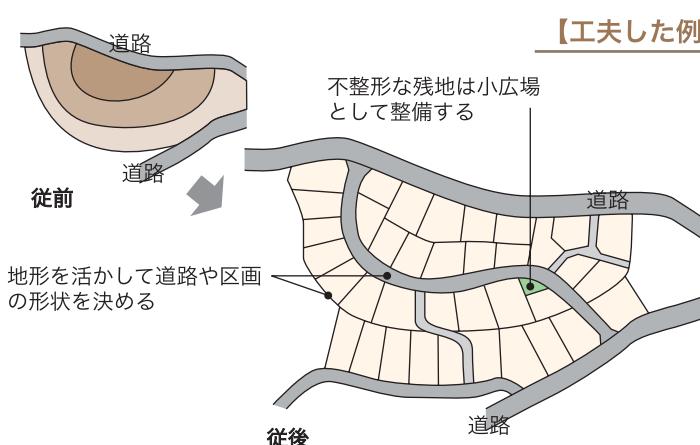
①土地利用

【景観形成基準】

- 丘陵地の変化に富んだ地形を活かした区画とする等により、丘陵地の景観特性を活かした土地利用計画とする。
- 事業地内の緑が、隣接する敷地の緑や、周辺の丘陵地、公園、市街地の緑と一体となるような緑のネットワークが形成できる計画とする。
- 敷地内に、残すべき樹木や歴史的資源がある場合は、これらを活かす計画とする。
- 不整形な残地は緑地や小広場として活用する。

基準の解説／配慮・工夫例

■変化に富んだ地形を活かす



【工夫した例】



自然地形を活かして道路の線形、住宅の配置等を計画している例（川崎市）

②造成等

【景観形成基準】

- 地形の大幅な改変を避け、山地や丘陵地の地形を活かした造成とし、法面や擁壁は最小限度の規模とする。
- 丘陵地の尾根や斜面での造成は極力避ける。やむを得ず、尾根や斜面で造成等を行う場合は、法面緑化等を行い修景に努める。

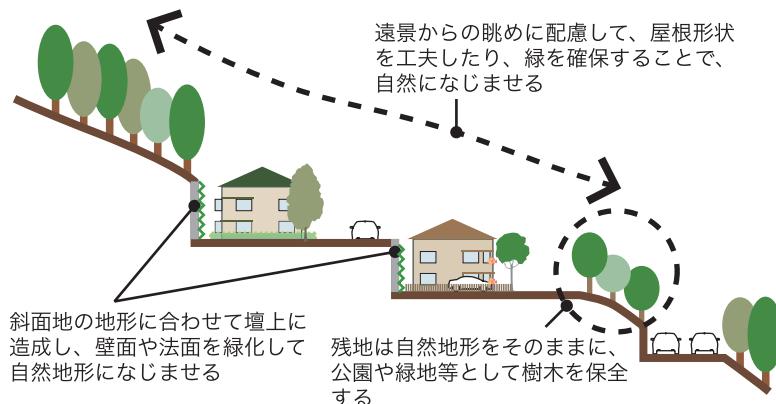
③緑化

【景観形成基準】

- 事業地内は、既存の緑地を保全するとともに、できる限り緑化を図り、周辺や丘陵地の景観との調和により潤いのある空間を創出する。
- 緑化にあたっては、丘陵地の植生に調和した樹種を選定する。

基準の解説／配慮・工夫例

■地域になじむように配慮する



【工夫した例】



斜面地を住宅の庭として活用し、自然の特性を活かして計画している例（秦野市）

(4) 木竹の伐採

①伐採

【景観形成基準】

- 敷地内に残すべき樹木がある場合は、それを保全し積極的に活用する。
- 稜線での伐採は極力避け、周辺の緑との連続性や調和に配慮する。

基準の解説／配慮・工夫例

■既存樹木を活用する

【工夫した例】



既存樹木を移植し、ランドマークとして樹木を活用している例（三鷹市）



既存の巨樹を残し、駐車場の緑地空間として活用している例（八王子市）

(5) 屋外における土石等物件の堆積、土地の開墾、その他土地の形質の変更

①造成等

【景観形成基準】

- 敷地内に残すべき樹木や歴史的資源がある場合は、それらを保全する。
- 埋立ての最高高さが、周囲の尾根線の最高高さを超えないようにする。
- 事業地内の縁が、隣接する敷地の縁や、周辺の丘陵地、公園、市街地の縁と一体となるような縁のネットワークが形成できる計画とする。
- 地形の大幅な改変を避け、山地や丘陵地の地形を活かした造成とし、法面や擁壁は最小限度の規模とする。
- 丘陵地の尾根や斜面での造成は極力避ける。やむを得ず、尾根や斜面で造成等を行う場合は、法面緑化等を行い修景に努める。

②堆積の方法

【景観形成基準】

- 堆積の場所は、水資源や湧水の保全上重要な位置や、歴史的資源周辺を避ける。
- 堆積物は整然と積み上げ、その高さは原則として5m以下とする。
- 敷地の外周には極力空地を確保し、堆積物は敷地の中央部に配置する。

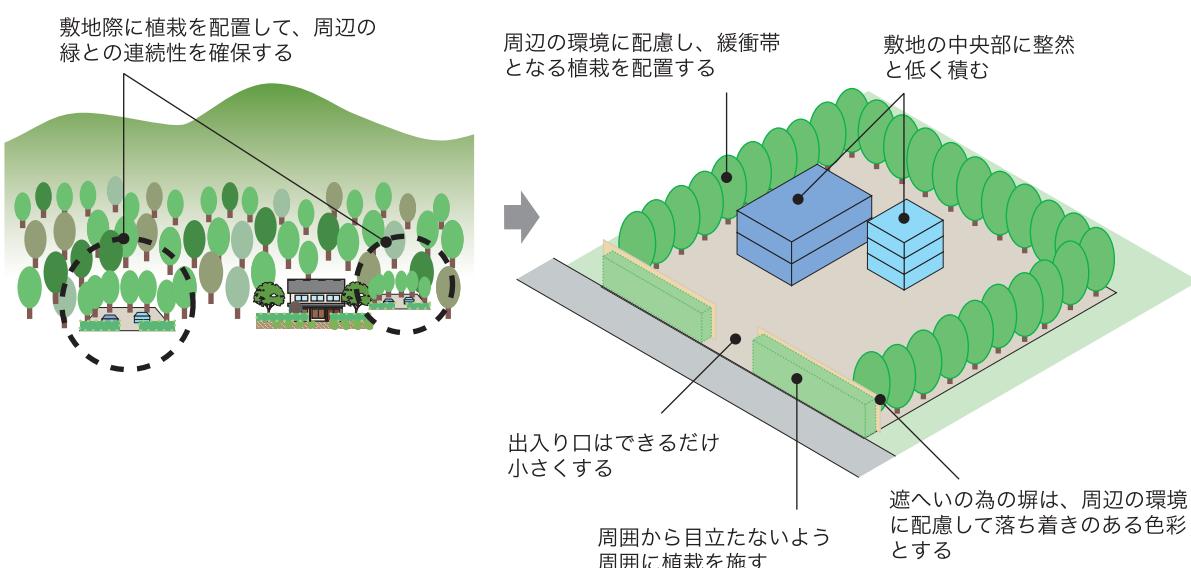
③遮へい、緑化

【景観形成基準】

- 事業地内は既存の縁を保全するとともに、できる限り緑化を図り、丘陵地の景観との調和により潤いある空間を創出する。
- 敷地の外周は、緑化や塀の設置等により、周囲からの遮へいに努める。
- 敷地の遮へいのために塀を設置する場合、その色彩は、緑との共生ゾーン内では別表Ⅲ、ゾーン外では別表Ⅰに定める基準に適合すること。

基準の解説／配慮・工夫例

■周辺環境との調和に配慮する



(6) 夜間照明

■建築物及び擁壁以外の工作物

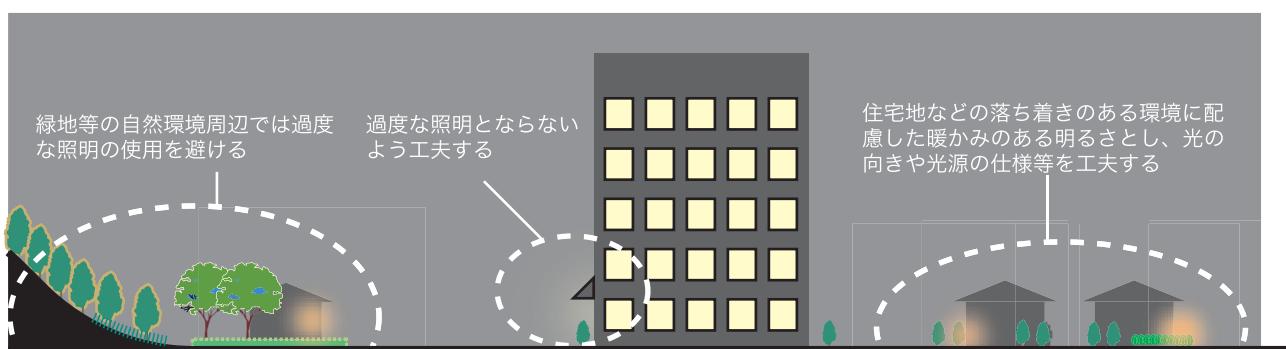
①形態・意匠、②外構等

【景観形成基準】

□住宅地や緑地、田園部の周辺では、落ち着きのある夜間の景観を形成するため、動光や点滅する照明、過度な照明の使用を避ける。その他の場所では、周囲の環境に応じた夜間の景観を検討し、過度な照明の使用を避け、周辺の景観に応じた照明を行う。

基準の解説／配慮・工夫例

■落ち着きのある夜間景観の演出を図る



【工夫した例】

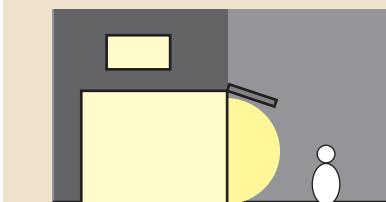


緩衝板を表面に設け、天空や周辺へ光が直接漏れないよう夜間景観を演出している例
(中央区)

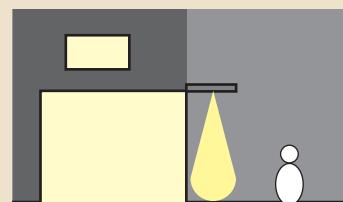


室内からの間接光を利用した店舗の演出の例
(中央区)

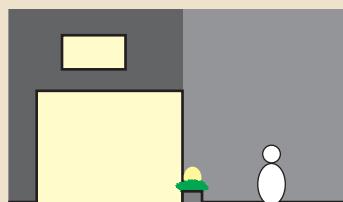
低層部の照明演出の例



室内からもれる灯り



ダウントライトによる灯り



フットライトによる灯り